

連携制度を運用するまでの流れ

学校警察連携制度を運用するに当たっては、児童生徒の『命の安全』、『犯罪防止』、『犯罪被害防止』を目的として、学校や家庭で支援や指導が困難な場合に適応します。警察へ支援や指導を協力要請した場合であっても、日頃の指導は学校が中心となり 児童生徒本人の健全育成のために関わっていくことが大切です。

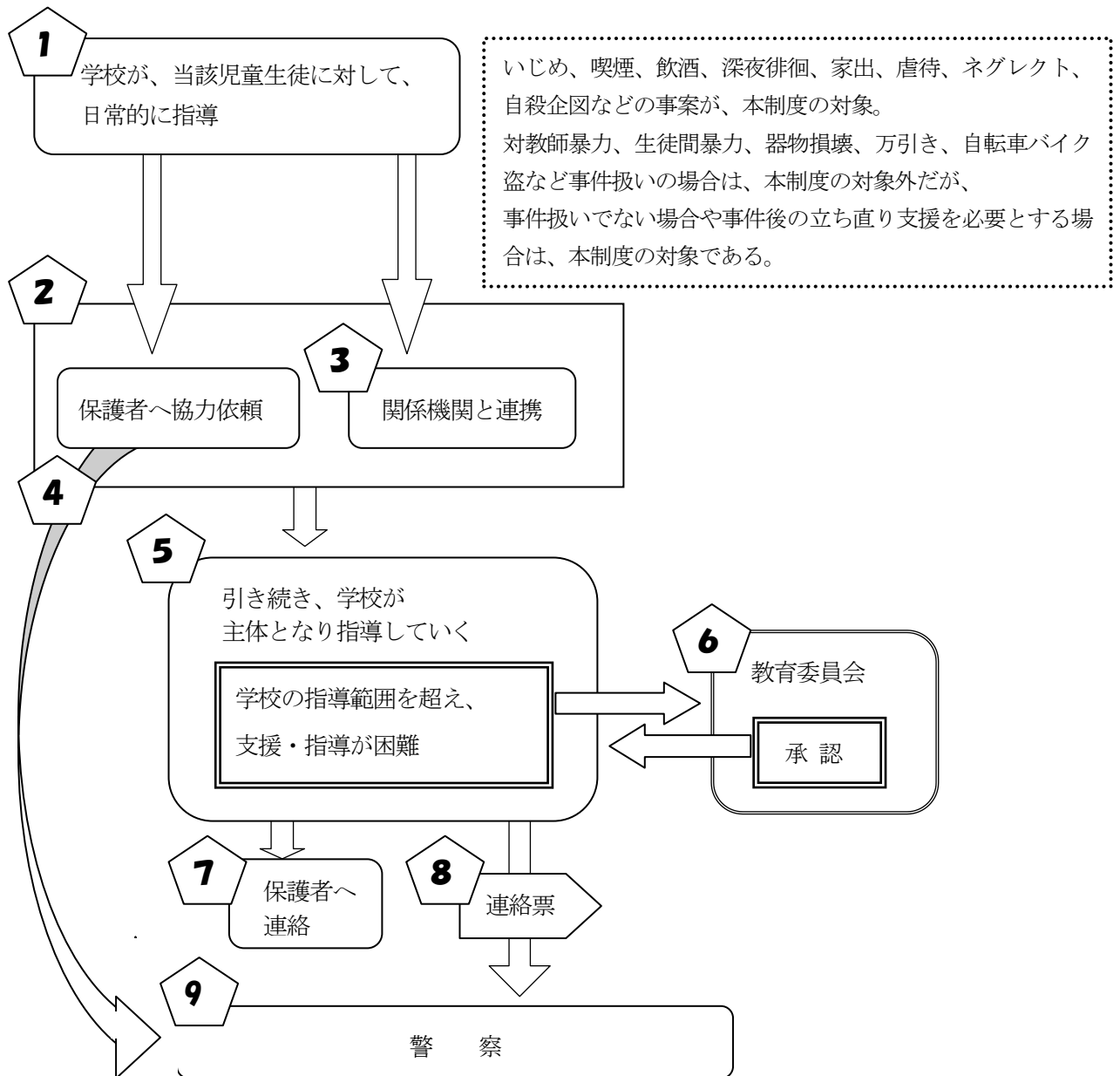
<警察から学校への情報提供をするケース>



<次のような事実>

逮捕又は身柄通告・犯罪行為を繰り返す
犯罪や犯罪被害の恐れ

<学校から警察への支援・指導を依頼するケース>



1

日頃の教育活動の中で、児童生徒の個性の伸長を図りながら、社会性や自己実現のための資質・態度の育成を目指します。

- ① 児童・生徒に自己存在感を与えること
- ② 共感的な人間関係を育成すること
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること

2

問題解決のためには、本人に対する支援・指導だけでなく、保護者の理解や協力も必要です。さらに、困難を要する場合には、教育委員会指導室、青少年相談室、児童相談所などの関係機関と連携を取りながら対応にあたります。

3

関係機関とのカンファレンスなどを開き、問題を共有し解決への糸口を見つけていきます。

4

問題解決のために警察の支援や指導が必要と判断した場合、保護者の要請で依頼することも可能です。この場合は、連携制度の適応には当たりません。

5

関係機関や保護者（必ずとは限らない）が関わりを持ちながら、学校が主体となり指導を継続します。しかし、学校の指導範囲を超えていて、児童生徒の『命の安全』、『犯罪防止』、『犯罪被害防止』に関する事案に限り、学校警察連携制度の対象となります。

学校が、警察の支援・指導を必要とすると考えた場合には、学校から教育委員会指導室へ報告をして、教育委員会の承認が必要となります。

6

教育委員会では、事案を検討し、学校へ承認の可否を伝えます。

7

学校は、保護者に対して連携制度を適用して、警察へ支援・指導の要請をすることを連絡します。ただし、児童虐待など知らせることで本人に危害が及ぶ危険性がある場合は除きます。

8

校長は連絡票を作成し、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者に手渡します。

9

警察では、次のような対応を行います。
(支援や指導の連携方法について学校と警察で検討)

少年相談保護センター

少年相談員が面接を担当し、助言指導等行ったり、定期的なカウンセリング等を行ったりして問題の解決を図る。

スクールサポートチーム編成

警察署、少年相談保護センター、スクールサポーターなどと連携し、立ち直り支援のためのケースカンファレンスを持ち、チームで対応していく。

生活安全課

犯罪防止に関する事案や犯罪被害に遭う恐れのある事案に対応していく。